

## シルバー人材センター移転と リサイクルプラザ臨時休館

シルバー人材センター移転について  
 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127  
 リサイクルプラザ臨時休館について  
 担当 資源対策課 ☎046(252)7985  
 FAX 046(252)7616

公共施設再整備計画により、生きがいセンターおよび(公社)座間市シルバー人材センターの事務局が、4月1日(金)から次の通り移転します。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

○移転前 小松原1-45-1

○移転後 東原2-16-10 (現リサイクルプラザ)  
 ※リサイクルプラザは生きがいセンターとなり、名称・目的は変わりませんが、再生家具の販売は継続します。

また、これに係る引越

## 自閉症児・者作品展2022

担当 障がい福祉課  
 ☎046(252)7978  
 FAX 046(252)7043

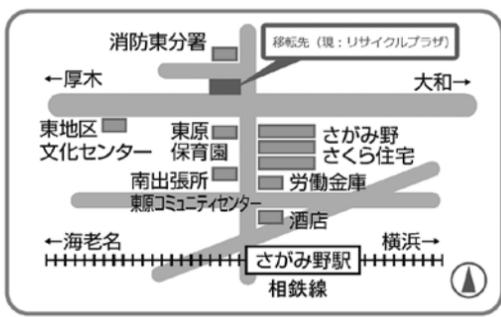
市内の障がい者団体「座間地区自閉症児・者親の会(座間やまびこ)」では、自閉症児・者に表現の場を提供するとともに、広く市民に自閉症についての理解と支援の輪を広げるため、毎年4月2日の世界自閉症啓発デーおよび4月2日〜8日の発達障害啓発週間に合わせ、次の通り作品展を開催します。

○とき 3月28日(月)〜4月1日(金) 午前9時〜午後5時(初日は午後



し作業などのため、3月26日(土)〜31日(木)までリサイクルプラザは臨時休館となります。

○問い合わせ先 (公社) シルバー人材センター ☎046(254)5361



## 令和3年度 下水道作品コンクール表彰

担当 経営総務課  
 ☎046(252)7480  
 FAX 046(257)4155

(公財) 神奈川県下水道公社では、下水道知識の普及・啓発を目的として、相模川および酒匂川流域市町の小学4年生を対象に、作文、ポスター、書道を募集する「下水道作品コンクール」を開催しました。

総数3090点(作文の部80点、ポスターの部528点、書道の部2482点)の応募があり、座間市からは次の4人が入賞しました。



横浜天さん



齊本栄太さん



鈴木結佳さん



木村文乃さん

## 最近の消費生活相談事例

担当 広聴人権課  
 ☎046(252)8495  
 FAX 046(252)0220

### 成年年齢引き下げによる消費者トラブルにご注意ください

4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。成年になると、保護者の同意なしに契約などができるようになり、これまで未成年者取消権が認められていた18〜19歳の方は認められなくなります。

### ◆事例

・会員制交流サイト(SN

S)で知り合った人にもうかる情報商材を勧誘され、契約したがもうからなかった。

・無料エステ体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった。

・低価格で1回限りの購入だと思っただけで、購入したが、支払総額が高額な定期購入だった。

### 【アドバイス】

・うまい話はそのみにせ

れます。  
 index.html)からご覧にな

○書道の部 ▽優秀賞Ⅱ横

浜天さん(栗原小学校)

▽入賞Ⅱ 齊本栄太さん

(栗原小学校)、鈴木結佳

さん(栗原小学校)、木

村文乃さん(入谷小学校)

## 子育て世帯への 臨時特別給付金

担当 子ども育成課  
 ☎046(252)7201  
 FAX 046(255)5080

子育て世帯への臨時特別給付金(新生児分、離婚家庭等分)の申請を受け付けています。期日が迫っていますので早めに申請をお願いします。

○対象  
 ▽新生児  
 令和4年3月31日(木)までに生まれた児童  
 ▽離婚家庭等  
 ・令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方  
 ・令和3年9月30日に高校生などを養育しているが、商品やサービスの苦情や事業者とのトラブルの相談、問い合わせなどを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

○受付時間 月曜〜金曜日 午前9時30分〜正午、午後1時〜4時(年末年始、祝・休日を除く)  
 ※偶数月の第2水曜日は午後のみ。

○相談方法 電話または直接同センターへ(市役所1階広聴人権課内)  
 ○専用電話 ☎046(252)8490

かかったが、令和4年2月28日時点で高校生などを養育している方  
 ・その他これらに準ずる方(DV特例・施設特例の所要の手続きを行って)おらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合など)  
 ○支給額 対象児童1人につき10万円(児童手当と同様の所得制限があります。離婚家庭等分については支給付金(の一部)を受け取っているまたは児童のために使われている場合

### ご利用ください 消費生活センター

消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員

ず、きっぱり断りましょう。  
 ・クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身に付けましょう。  
 ・トラブルに遭ったと感じた場合は、1人で悩まず消費生活センターに相談しましょう。

が、商品やサービスの苦情や事業者とのトラブルの相談、問い合わせなどを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

○受付時間 月曜〜金曜日 午前9時30分〜正午、午後1時〜4時(年末年始、祝・休日を除く)  
 ※偶数月の第2水曜日は午後のみ。

○相談方法 電話または直接同センターへ(市役所1階広聴人権課内)  
 ○専用電話 ☎046(252)8490



○問い合わせ先 子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター ☎0120(400)840(4月1日(金)以降は担当へお問い合わせください)



は、その額を差し引いた額です。

○申請方法 4月28日(木)までに申請書(市ホームページからダウンロード)に必要事項を明記の上、添付書類を添えて〒252-8566 座間市役所子ども育成課宛てに郵送(必着)または直接市役所2階特設窓口へ(4月1日(金)以降は担当へ)

※添付書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。

○問い合わせ先 子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター ☎0120(400)840(4月1日(金)以降は担当へお問い合わせください)